

三給料ノ幾額ハ昭和五年一月以降ノ分ヲ支給スルコト

但シ支拂ハ三四ニ分割スルコト

兵令後歩拂ハ撤廢スルコト

四昭和二年ノ積立金ハ払戻スルコト

五公傷手當ハ法規ノ通支給スルコト

六臨時休業手當ハ日給ノ三割支給スルコト

但シ三大節及正月二日三日八日給ノ五割ヲ支給スルコト

七退職手當ハ左ノ通定ム

一ヶ年未満十四日分

一ヶ年以上二ヶ年未満二十四日分

二ヶ年以上三ヶ年未満三十九日分

三ヶ年以上四ヶ年未満五十九日分

四ヶ年以上五ヶ年未満八十四日分

五ヶ年以上ハ前記ノ割合ニ依リ累進加算ス

八請負制度ハ撤廢セサルコト

但シ常備ハ日給ヲ保証スルコト

九日給ハ減額セサルコト

但シ賞罰ヲ期カニスル為メ止ハシ得サルコトアルベシ

十此際犠牲者ヲ出サハルコト

十一事業主ハ此際同情金トシテ金を封ヲ支給スルコト

右及申(通)報候也

以上